

特区区分	総合特区分名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										内閣府記載欄		
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理	
国際 01	北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区	食品の有用性(機能性)表示制度の見直し	288	食品に含まれる組成物(植物等の抽出物など複数の成分から組成される複合体)に関する機能性の研究が行われている食品において、科学的な論文が公表されている事実を表示できる新たな特例措置を求める。	・高齢化の進展等に伴う国民の健康志向の高まりや一般消費者の食を通じた健康維持・増進等についてのニーズが増大しており、一般消費者の食品の機能性表示を求めるニーズが高まっている。こうしたことから、食品の機能性表示が可能な現行の特例保健用食品、栄養機能食品では認められていない組成物に関する機能性について、表示を可能とする新たな制度を創設し、一般消費者に対し、製品の有用性について正しい情報を伝えることが必要である。 ・本道においては、国際的に高く評価を受けている食品バイオ産業・研究機関が集積しており、食品産業の更なる発展のため、本道の食品バイオ産業・研究機関の成果を食品の機能性として表示できる新たな制度を創設することにより、食品に関する有用性研究やバイオ産業の発展を加速させ、食の付加価値向上を図ることが必要である。	1回目	消費者庁食品表示課 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課(合議)	健康増進法 食品衛生法(薬事法)ほか	D				機能性に関する研究が行われている食品について、論文が公表されている事実について表示をするという提案がされており、具体的には、商品には、北海道特区で認定されている「健康でいられる体づくりに関する科学的研究」が行われている旨の表示を行う。道内の食品の機能性研究に関する論文データベースと商品とはリンクさせない。特区において第三者機関を設け、特区が論文の内容や安全性の確認をする。という制度であり、当該提案については、現行法令の枠内で対応可能と考えられるため、(食品と同表示を行うことが薬事法に抵触しないことについて、厚生労働省において確認済)		a	提案内容が現行法令等で対応可能との判断がなされたため、了解。 なお、来年度からの実施を予定している北海道独自の食品表示制度の設計に当たっては関係省庁からの助言や確認を希望する。	【 :提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの :提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの :取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの :一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】	
						2回目												

第二次「国と地方の協議」(平成24年秋) 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数		国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解		国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄			
						担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など		対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント
国際01	北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区	外国人技能実習制度の拡充 (旧:外国人労働者の就労ビザ発給の規制緩和)	307	<p>・十勝地域では、多くの外国人を技能実習制度により受け入れており、農業分野における国際協力に大きく貢献している。また、技能実習生についても実習を通して、自国への技術移転と大規模化が進む十勝農業の発展に貢献している。</p> <p>・十勝における大規模農業経営に応じた実習環境の整備が進む中国などの派遣国の農業事情に応じた効果的な実習の促進を図るとともに、より多くの実習生の受入を通して、人的ネットワークの構築、さらには我が国農畜産物の安全性や品質の高さについて国外への普及を促進し、輸出促進につなげていくため、以下の規制緩和を要望する。</p> <p>技能実習生の受け入れ人数枠(個人営業以外特例人数枠、個人営業の場合2人以下)を拡大すること。</p> <p>技能実習生の評価が優秀であることなど一定の要件を満たす場合において、自らの技能の習熟を一層深めるとともに、新たな実習生に対する技能、生活指導を補助し、効果的な実習の実施を支援するため、技能実習2号終了後、更に一定期間、実習期間を延長できるように制度を改正すること。</p>	外国人に対する良好な技能実習環境の提供により、農業分野における国際協力の一層の充実を図ると同時に、国際交流の拡大を通して、我が国農畜産物の安全性・品質の高さに関する信頼を深め輸出を促進するなど、地域産業の振興につなげる。	1回目	法務省入国管理課 出入国管理及び難民認定法第二条の二 出入国管理及び難民認定法施行規則第三条	Z	未定	未定	<p>提案内容である「技能実習生の受け入れ人数枠の拡大」については、「技能実習生の途中帰国など、急な実習作業体制の変化にも柔軟に対応が可能」と説明しているが、そうであれば、受け入れ人数枠を拡大する目的は途中帰国等により欠員となった労働力を補充することにあるのではないかと懸念を払拭し難い。</p> <p>また、提案内容である「実習期間の延長」については、技能実習期間の延長の要件について「評価が優秀であることなど一定の要件を満たす場合」と記載があるにすぎず、要件として不明確であり、かつ、育成した者を長期にわたり労働力として確保する目的ではないかと懸念を払拭し難い。</p> <p>さらに、「国際貢献の一翼を担う技能実習制度と、国際競争力を強化し研究開発・輸出拠点を国内に形成することを目標とする北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区の目的との関係の整理が不明確である。</p> <p>平成24年9月24日に実施された実務者レベル打合せにおいて、上記政府側の懸念等を踏まえ、以下の内容について自治体側で検討・整理し、詳細な内容を書面にて提示することとされた。</p> <p>・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区内で国際競争力の強化、畜産農産物の輸出促進を図る上で、「国際貢献」の一翼を担う技能実習制度との関係整理</p> <p>・現在実施されている技能実習の実態(途中帰国者の数、帰国後の修得技能等の活用状況等の現状把握及び途中帰国の防止策、評価の方法等)の受け入れ体制の実施状況の説明</p> <p>・客観的な根拠に基づき、提案内容を実施するために想定している今後の受け入れ体制</p> <p>なお、技能実習生の受け入れ人数枠の拡大については、構造改革特別区域における規制の特例措置506「外国人技能実習生受け入れによる人材育成促進事業」と同趣旨であると考えられるため、制度利用の重複を避ける観点から、代替措置として規制の特例措置506の認定申請を行うことを検討された。</p>	[a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他]			内閣府記載欄 【 :提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】	
						2回目		Z	未定	未定	<p>本提案の検討に当たっては、現行制度において北海道フードコンプレックス国際戦略特別区域内で実施されている既存の技能実習制度が、本来の趣旨・目的に照らし適切に実施・運営されていることが前提となることから、その基本となる実施要領、カリキュラム、指導・監督・支援体制について疎明を求めるとともに、実態を把握するために、途中帰国者の状況、帰国後のフォローアップの内容、技能実習生の評価方法とその結果等についての説明を求めているところ、これらの報告又は説明がなされた後、引き続き協議を行い、現状の実態の精査及び要望に関する一層の整理を行っていく必要があると考える。</p>	a	<p>北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の目標と外国人技能実習制度の関係や、外国人技能実習制度の実施状況(途中帰国の実態、帰国後のフォローアップの状況など)については前回の論点シートにおいて一定の回答を行ったところですが、しかしながら、本提案の実現に当たって地元の実習生受け入れ体制について、現在の提案から一層の充実を図るため、地元において十分な時間をかけて検討させていただいた後、改めてご相談させていただきます。</p>		要望の実現に向けて、指定自治体は具体的な地元の受け入れ体制等についてさらに検討を行う必要があるため、本提案については協議終了。	
						1回目	厚生労働省職業能力開発局海外協力課 外国人研修推進室	Z	未定	未定	<p>提案内容である「技能実習生の受け入れ人数枠の拡大」については、「技能実習生の途中帰国など、急な実習作業体制の変化にも柔軟に対応が可能」と説明しているが、そうであれば、受け入れ人数枠を拡大する目的は途中帰国等により欠員となった労働力を補充することにあるのではないかと懸念を払拭し難い。</p> <p>また、提案内容である「実習期間の延長」については、技能実習期間の延長の要件について「評価が優秀であることなど一定の要件を満たす場合」と記載があるにすぎず、要件として不明確であり、かつ、育成した者を長期にわたり労働力として確保する目的ではないかと懸念を払拭し難い。</p> <p>さらに、「国際貢献の一翼を担う技能実習制度と、国際競争力を強化し研究開発・輸出拠点を国内に形成することを目標とする北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区の目的との関係の整理が不明確である。</p> <p>平成24年9月24日に実施された実務者レベル打合せにおいて、上記政府側の懸念等を踏まえ、以下の内容について自治体側で検討・整理し、詳細な内容を書面にて提示することとされた。</p> <p>・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区内で国際競争力の強化、畜産農産物の輸出促進を図る上で、「国際貢献」の一翼を担う技能実習制度との関係整理</p> <p>・現在実施されている技能実習の実態(途中帰国者の数、帰国後の修得技能等の活用状況等の現状把握及び途中帰国の防止策、評価の方法等)の受け入れ体制の実施状況の説明</p> <p>・客観的な根拠に基づき、提案内容を実施するために想定している今後の受け入れ体制</p> <p>なお、技能実習生の受け入れ人数枠の拡大については、構造改革特別区域における規制の特例措置506「外国人技能実習生受け入れによる人材育成促進事業」と同趣旨であると考えられるため、制度利用の重複を避ける観点から、代替措置として規制の特例措置506の認定申請を行うことを検討された。</p>	d	<p>北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区と技能実習制度の関係整理について、JICA研修などによる国際協力・交流を通して、地域の活性化と同時に物産や観光など産業面を含めた幅広い十勝の良さを広く海外にPRする取り組みを行っており、技能実習生の受け入れもこうした取り組みの一環と捉えています。</p> <p>HFC(国際戦略総合特区)の目標は農畜産物を含めた道内産食品の海外輸出の拡大です。技能実習生の受入を通して日本の酪農技術の高さを普及することは、日本の酪農製品に対する信頼を高め、日本の農畜産物の消費拡大や高付加価値化など、経済交流の拡大と輸出の促進に寄与することが期待できます。</p> <p>同時に、規模拡大が進む十勝の農業生産現場においても一定の役割を果たしており、十勝の農業の発展に貢献しています。</p> <p>したがって、十勝の酪農規模に応じた受け入れ人数枠の拡大等により、規模拡大が進む送り返し国の農業振興に一層貢献することが可能であるとともに、人的な交流を通して農畜産物の輸出を促進するなど、HFC(国際戦略総合特区)の目標達成にも貢献することができると考えています。</p> <p>実習期間の延長の要件について</p> <p>実習期間の延長は技能実習2号2年までの成績が優秀な者が対象とされていますが、その評価については、JITCO認定による公的評価システムの活用を想定しています。</p> <p>技能実習の実態について</p> <p>途中帰国(3年未満で帰国する者)の実態と防止策</p> <p>親族等の原因(疾病看護等)や体調不良などを理由として、途中帰国する場合があります。</p> <p>途中帰国の防止策については、監視団体や実施機関が独自の取り組み(別紙参照)として受け入れ環境や体制を改善し、ホームシック等の体調不良の防止策を講じており、今後もこうした取り組みを継続し、途中帰国の減少に努めます。</p> <p>帰国後のフォローアップについて</p> <p>帰国後の就職状況については、概ね、実習内容と同じ、もしくは、関係する仕事についています。</p> <p>評価方法について</p> <p>技能実習1号から2号に移行する際は、技能検定初級によって習熟度を判定しています。2年目、3年目については、実施機関がそれぞれ実習計画に照らし合わせて習熟状況を確認し、指導員が実習生の作業実施状況の観察や実習生との会話、作業日報を確認して習熟度を点検しています。また、監視団体が定期的に巡回を行う際に併せて、習熟状況の確認を行っています。</p> <p>今後の受け入れ体制について</p> <p>実習実施機関、監視団体、自治体のこれまでの取り組みを基礎として、受け入れ体制の充実を図ります。(別添資料参照)</p> <p>以上の取り組みにより受け入れ人数枠の拡大及び実習期間の延長を行っても、制度の趣旨に添った適正な技能実習生の受け入れは可能と考えます。</p> <p>構造改革特区506「外国人技能実習生受け入れによる人材育成促進事業」の申請について</p> <p>主な要件の1つに派遣国と密接な経済交流があることとされており、受け入れ業種の事業に係る取引額が過去1年間に10億円以上、もしくは、受け入れ業種の事業所の半数以上が派遣国において直接投資を行っている事とされていますが、主な実習生の送り出し国である中国への現在の酪農製品の輸出は小規模であり、今後の成長が期待される分野であることから、現段階で十勝地域の酪農業が要件を満たすことは困難です。</p> <p>従って、国際戦略総合特区の取り組みと一体的に進めるために、本特区において新たに規制の特例措置を求めるとです。</p>		法務省及び厚生労働省から示された提案内容に関する懸念等を踏まえた検討事項に対し、指定自治体から検討事項に関する具体的な整理等が示されたところ、これに対し、両省は見解を示す必要がある。	
2回目		Z	未定	未定	<p>本提案の検討に当たっては、現行制度において北海道フードコンプレックス国際戦略特別区域内で実施されている既存の技能実習制度が、本来の趣旨・目的に照らし適切に実施・運営されていることが前提となることから、その基本となる実施要領、カリキュラム、指導・監督・支援体制について疎明を求めるとともに、実態を把握するために、途中帰国者の状況、帰国後のフォローアップの内容、技能実習生の評価方法とその結果等についての説明を求めているところ、これらの報告又は説明がなされた後、引き続き協議を行い、現状の実態の精査及び要望に関する一層の整理を行っていく必要があると考える。</p>	a	<p>北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の目標と外国人技能実習制度の関係や、外国人技能実習制度の実施状況(途中帰国の実態、帰国後のフォローアップの状況など)については前回の論点シートにおいて一定の回答を行ったところですが、しかしながら、本提案の実現に当たって地元の実習生受け入れ体制について、現在の提案から一層の充実を図るため、地元において十分な時間をかけて検討させていただいた後、改めてご相談させていただきます。</p>		要望の実現に向けて、指定自治体は具体的な地元の受け入れ体制等についてさらに検討を行う必要があるため、本提案については協議終了。							

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄		
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き		対応	理由等	内閣府コメント
国際 01	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	混合発酵によるバイオガス消化液の有機肥料認定	317	<p>・混合発酵の消化液についても、バイオガス消化液の優位性を活かし「嫌気性発酵消化液」として有機肥料認定を求める提案の中で、農林水産省より、有害成分含有量の大小に関わらず「汚泥」を原料としていることを明示する必要がある、との見解を示された。</p> <p>・また、農林水産省より、汚泥中の有害成分含有量はバラつきが大きく、常に含有量を一定以下に抑制する様な処理はできない旨の見解を示されたが、新たな処理工程(酵素処理)を加えることで有害成分含有量をさらに低く抑制・管理することが可能と考慮しており、具体的な手法について検討を行いたいと考えている。</p> <p>・新たな処理工程を検討する際の参考とすべく、「汚泥肥料」に該当しないこととなる有害成分含有量の提示を求めているが、まだ提示されていないため、その回答を求める。</p>	農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの利用拡大を図る必要がある。	1回目	農林水産省農産安全管理課表示・規格課	「肥料取締法の一部を改正する法律」第4条第1項第3号	E			肥料取締法上汚泥肥料に含有を許容される有害成分の最大量は定めているものの、そもそも肥料には有害成分は可能な限り含有されないことが望ましいため、汚泥肥料に該当しないこととなる有害成分の最小量は定めていない。		a	法の趣旨から汚泥肥料に該当しない最小値を定めていないということが理解できました。今後においては、商品のネーミングを工夫するなどして利用拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導願います。	農林水産省から肥料取締法に係る解釈が明らかにされ、指定自治体が了解したため、協議終了。	
						2回目											
国際 01	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	ETBE混合ガソリン(バイオエタノール換算3%)へのバイオエタノール7%程度までの直接混合の緩和	323	<p>バイオエタノールの混合方法には、バイオエタノールを化学変換させたETBEを混合する方法と、バイオエタノールを直接混合させる方法の二通りの方法があるが、本提案では、10%までの基準値以内の混合(E10)ガソリンを製造する上で、現在、市場に流通しているETBE混合(E3)ガソリンへの最大7%程度までのバイオエタノールの直接混合に対して規制の緩和を求めるものである。</p>	農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化や内需拡大のため、余剰農産物等を活用したバイオエタノール利用を拡大する必要がある。	1回目	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課、石油流通課	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則が一部改正され現行法で対応可能となった	D			品確法では、平成24年4月より対応車限定でエタノールの混合率を10%まで引き上げたところ、また、品確法施行規則は、ETBE混合ガソリンにエタノールを混ぜることについての規制をしているものではなく、自動車の燃料用ガソリンとして販売または消費する際に揮発油規格に適合することを求めているものであることから、ETBE混合ガソリンに更にエタノールを混合したものであっても、揮発油の規格に適合していれば、販売又は消費することについては問題はない。		a	平成24年4月より現行法で対応可能であることが確認できましたので了解とします。	経済産業省エネルギー庁から品確法により対応可能である旨が明らかにされ、指定自治体が了解したため、協議終了。	
						2回目											